

介護保険法等の改正に伴う区の対応方針について

1. 改正の趣旨

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、様々な生活上の困難を支え合う地域社会の実現に向けて、「地域包括支援センターの体制整備」などについて検討を重ね、介護保険法、介護保険法施行規則等の改正が行われた。

2. 改正の概要と区の方針について

(1) 介護予防支援事業について

地域における介護予防支援の実施者について、地域包括支援センターに加えて、指定居宅介護支援事業者も指定を受け実施することが可能となった。

※指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受ける際には、地域包括支援センター運営協議会に諮ることが必要

《現時点での方針》

●台東区における指定基準について検討中（他区の状況も現在調査中）

(2) 地域包括支援センターの総合相談支援事業の一部委託について

令和5年介護保険法改正により、これまでは総合相談支援業務を含む包括的支援事業（社会保障充実分を除く）を区市町村が委託する場合、一体的に行うものとされてきたが、総合相談支援業務の一部委託が可能となった。

※包括的支援事業

- ①総合相談支援業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

《台東区の方針》

- ・一部委託先として例示されている「小規模多機能型居宅介護」は区内に1事業所のみ
- ・現状、区内の地域包括支援センターに24時間365日の相談体制は委託していない
- ・業務を再委託することで、一体性や公正・中立性の確保、個人情報や委託料の取扱いなど課題がある

➡地域包括支援センターと区の双方に新たな業務負担が発生することなどから、台東区においては、総合相談支援業務の一部委託について当面は実施しないこととしたい。

(3) 台東区地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例改正（案）

《従うべき基準の改正内容》

①地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して、必要であると認めるときは、常勤換算方法（複数の非常勤で勤務時間数をシェア）によることができる。

➡専従の規定を残し、常勤換算方式についてはそのまま改正の予定

②地域包括支援センター運営協議会が効果的な運営に資すると認めるときに、複数の地域包括支援センターの担当区域を1つと考え、第1号被保険者を合算した数に応じた職員の配置基準も合算で考えることもできるが、1つの地域包括支援センターで3職種中2職種は必ず配置する必要がある。

※3職種 ・保健師その他これに準ずる者（地域ケア、地域保健等の経験のある保健師）
・社会福祉士
・主任介護支援専門員

➡現在、複数の社会福祉法人に委託している状況や、法人間で業務支援をした場合における報酬の問題などから、台東区では複数の担当区域を1つと考えて業務を行うことは現実的でない。

また、複数の担当区域を1つにした場合の人員基準の解釈については確認中。